

全国支部化 10 周年

会員 杉本 勝徳



要 約

1985年に近畿支部設立を嚆矢として、10年後に東海支部が設立され、その9年後には九州支部が設立された。支部設立については弁理士法にその規定があり、更に弁理士会会則にも支部の設立について詳細に手続が示されている。しかし、弁理士会は設立後90年近く本部のみで運営されてきたので、それが常態化して、支部の必要性和支部のない不自然さに多くの弁理士は気が付かなかつた。そのために最初にできた近畿支部の設立には抵抗が大きく、足掛け5年の歳月を要した。続く東海支部設立も抵抗はあったが、近畿支部という見本があったのと東海委員会で相当な活動が行われていたので1年という比較的短時間で設立にこぎ着けることができた。九州支部については会則改正前の手続で設立された。これが複雑な旧会則で設立された最後の支部である。その半年後に支部設立を容易にできるように会則が改正され、一気に全国に支部を設けることになった。しかし、全国6支部の設立に向けて説明に奔走したが、予想以上に抵抗が大きく、北陸支部を除いては難産の全国支部化であった。

目次

- 第1. はじめに
- 第2. 日本弁理士会の組織
- 第3. 地方委員会の存在とその活動
- 第4. 苦難の近畿支部設置推進運動
- 第5. 難産の近畿支部誕生
- 第6. 東海支部設立に向けて
- 第7. 全国支部化の障壁
- 第8. 全国支部網完成の今後

第1. はじめに

日本の有力な国家資格である弁理士とその組織の弁理士会は、東京に本部を置く単体会であり、全国組織化がなされていなかったのであるが、2005年に9支部を設けることによって、全国的な弁理士会組織を誕生させることができた。

明治32年(1899年)に特許代理業者登録規則によって弁理士の資格が制度として確立されて以来116年になるが、弁理士会が全国的な支部組織を形成したのは僅か10年前にすぎない。大正10年に改正された弁理士法第10条には「弁理士ハ特許庁所在地ニ弁理士会ヲ設置スヘシ ②弁理士会ハ支部ヲ設クルコトヲ得」と規定されているが、大正10年から近畿支部が設立された昭和60年までの60数年間は、前記規定の第

1項による弁理士会の本部が東京に設立されたままであった。

平成12年制定の新弁理士法第56条に「弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の日本弁理士会を設立しなければならない」とあり、同法第58条には「弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる」と規定されている。すなわち、弁理士会の組織は全国で1個であり、大正10年以来、支部については必要に応じて設けることができることとなっていた。

士業の団体が上記のように全国1個であることは、その業務形態の特異性にあるが、この特異性については日本公認会計士協会も同様であり、弁理士会の本部・支部関係の組織化に当たっては、この日本公認会計士協会の組織を参考にした部分がある。

第2. 日本弁理士会の組織

1. 弁理士数

平成27年(2015年)4月30日現在における日本弁理士会は、東京に本部があり、全国9ヵ所に支部が設立されて全国47都道府県が一個の日本弁理士会としてカバーされている。

その弁理士の分布は、北海道支部55名、東北支部

95 名、関東支部 8,303 名、東海支部 814 名、北陸支部 88 名、近畿支部 2,445 名、中国支部 119 名、四国支部 66 名、九州支部 192 名となっているが、東京都 6,289 名に対して、弁理士（弁護士弁理士を含む）5 名しか在籍しない県が 2 県、9 名以下の県が 7 県ある。このことが現在も弁理士偏在における過疎対策として問題になっている。

2. 日本弁理士会の本部支部関係

前記した弁理士法第 56 条によって、日本弁理士会は全国で唯一の組織として設立されなければならないとして、同法第 57 条により日本弁理士会は会則を設けて、これに 17 項目にわたって記載しなければならない内容を規定している。

一方で支部は同法第 58 条を受けて設立され、前記 9 支部を設置して全国をカバーしているが、会則第 104 条から 116 条迄に支部の設置、支部規則、支部の事業、役員、予算、決算、総会等について規定され、更にそれぞれの支部組織および活動については会令によって設けられた各支部規則に詳細に規定されている。

3. 弁理士会と他の士業の組織の相違

日本弁理士会は全国で唯一の組織として設立し、組織を全国的に網羅するためには本部・支部関係にしななければならないのは、前記の通り弁理士業務の特異性によるものである。すなわち、弁理士と公認会計士だけは日常の業務を行う役所が全国の都道府県に存在しないのであり（弁理士は東京に特許庁があるのみ、公認会計士にいたっては日常業務を行う役所が存在しない）、他の士業はその役所が全国の都道府県にそれぞれ存在することによって独立の会を設け、役所を中心に活動する意味がある。この意味において、単位会があり連合会がある他の士業のように、弁理士会は連合会組織にはなり得ない。

4. 日本弁理士会と会員の関係

弁理士法第 60 条に「弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する」と規定されている。蓋し「当然」という文言が 2 度も出てくることの意義は大きい。

本条は、弁理士は弁理士活動をするためには弁理士

会会員であることが義務付けられた規定であり、弁理士会を退会したときは弁理士活動を行えない、いわゆる強制加入を規定したものである。従って、弁理士は弁理士活動する地域において、自動的に全国 9 支部のいずれかの支部会員として登録されることになっている。

この規定によって弁理士の品位、能力、倫理等の弁理士活動に必要なことが担保されており、日本不動産鑑定協会を除く他の重要な国家資格はすべてこの強制加入制度を採用している。

第 3. 地方委員会の存在とその活動

1. 地方委員会の存在とその役割

大正 10 年から昭和 60 年まで、支部の代わりをある程度果たしたのは、全国 6 地区（東北・北海道地方委員会、北陸地方委員会、東海地方委員会、近畿地方委員会、中国・四国地方委員会、九州地方委員会）に設けられた地方委員会（平成 12 年に「地区部会」に組織変更されている）である。

不思議なことに関東地方委員会がなかった。関東は「地方」と言わないのか、それとも東京に弁理士会本部が存在するからなのか、いずれにしても関東では地方委員会活動がなく、それが当たり前と思われながら数十年経過していた。

この委員会の主な諮問事項および委嘱事項は、会員の指導・連絡、特許制度・弁理士制度の昂揚普及、本会から委嘱された事項の実行等であり、地域において必要事項の活動を続けて、その存在意義は弁理士会の歴史の中でもそれなりに重要であった。

2. 地方委員会（地区部会）の会則上の性質

全国 6 地域において永年弁理士活動を行ってきて、その存在を十分に発揮した地方委員会であるが、あくまで委員会であって、本会からの諮問事項に答申するのがその本来の姿である。時には委嘱事項もあるが、委員会単独で事業を行うことはその性質上できないのであり、ましてや弁理士会の組織の一部ではない。

しかしこの地方委員会の存在と活動が、最初に支部ができた近畿支部の設置および全国に支部を設置する大きな障害になった。「なぜ委員会では駄目なのか、なぜ支部が必要なのか」と。

第 4. 苦難の近畿支部設置推進運動

1. 支部の必要性和会員意識の乖離

昭和 30 年代から 50 年代に至る日本の高度成長期に、特許に対する認識が民間企業において高まり、それに呼応するように公的団体も工業所有権（現在の産業財産権）に対する意識が徐々に高まりつつあった。同時に弁理士または弁理士会と他の士業団体との交流も行われ始めた。

その様な時期に対外的に接触する弁理士の肩書が、一定の決定権を有する弁理士会の組織のトップではなく、権限の無い地方委員会委員長では相手方の信用が得難く、士業の集まりにおいても「弁理士会さんは委員会ですからねえ」と言われ、ひとり蚊帳の外感が否めなかった。ましてや地方委員会が公的団体と接触することは殆どなかった。

昭和 50 年代の始めの近畿在住弁理士の数はたった 300 人であったが、活動が活発化するに従って支部の存在が必要である、と進取の気性ある一部弁理士は考えはじめ、弁理士制度の昂揚普及にはどうしても各界との公的な接触と、独自の普及活動が必要であるとの認識が高まっていた。しかし残念ながら本部が東京にあるために、近畿では弁理士会としての公的活動はできないに等しいのが現状でもあった。

そこで支部の必要性のキャンペーンを一部弁理士が始めることになったが、この動きに対して、一部有力弁理士が「近畿地方委員会があり、近畿弁理士クラブもあるのに何故支部が必要か」と抵抗を始めた（抵抗勢力？）ために、300 人しかいない近畿の弁理士の動きが真っ二つに割れてしまった。このような状況下で支部の必要性を説いて廻るのは至難の業であった。

2. 支部設置運動の嚆矢

「弁理士会に支部を」「近畿に支部を」の声が出たのは、前述の通り昭和 50 年代の始めであったが、組織として声が上がったのは昭和 53 年だ。前述したように大正 10 年の旧弁理士法には支部を設けることを規定し、弁理士会会則にも支部設置の手続が詳細に規定されていた。尤も詳細に規定されていたが故に、手続の煩わしさのために設置の動きが無かったとも言える。

昭和 53 年の近畿弁理士クラブ（幹事長は岸本瑛之助氏、当時は西日本弁理士クラブではなかった）の政策委員会（故新実健郎氏が委員長）の支部問題の諮問に対して、「全国に支部を設置すべし、全国にできない

ときは先ず近畿に設置すべきである」と答申が示されている。

そして昭和 55 年の近畿弁理士クラブ（三枝英二幹事長）総会で「弁理士会は支部問題審議のための委員会を設置すべきである。」との決議がなされ、これを受けて「弁理士会企画委員会」で支部問題が審議される事となった。続いて同 56 年の小谷悦司幹事長の時に近畿弁理士クラブにおいて「支部設置促進特別委員会」を発足させて本格的な支部設置推進キャンペーンが始まった。

3. 近畿弁理士クラブの功罪

1) 支部設置運動で果たした重要な役割

① 猛烈なキャンペーン

上記の通り近畿弁理士クラブで支部設置推進運動の火の手が上がった。昭和 56 年の幹事会では前年度幹事長であった三枝英二氏が支部設置推進の担当として、私とその広報を担当する責任者となって猛烈なキャンペーンを開始した。

「近畿弁理士クラブ 30 年史」において、小谷悦司氏が次のように述懐されている。「昭和 56 年度は、正に支部問題に明け暮れた 1 年であった。今、近弁クラブ誌のバックナンバーを繙いてみると、昭和 56 年度中に、第 9 号から第 13 号まで実に 5 回も発行しており、しかも各号とも紙面の多くを支部問題に割いていることがわかる。近弁クラブきってのハリキリマン三枝英二支部問題担当副幹事長と、杉本勝徳広報担当副幹事長のもとに、支部問題のキャンペーンが張られたのである。・・・(中略)・・・当時の岸本瑛之助副会長が地方ブロックの問題で悩まれ、地方会員が自主的に規律を正していくためには、会則上支部組織しかないのではないか、との結論に達した。」

② 支部設置発起人準備委員会の発足

昭和 57 年度（秋山泰治幹事長）には岸本瑛之助氏が支部担当副幹事長に就任され、57 年度、58 年度、59 年度の 3 年の長きにわたって「支部設置発起人準備委員会」（後に支部設置発起人会に名称変更）の委員長として 50 回を越す会合を実行された。この間、三枝政策担当、小谷渉外担当、杉本広報担当らが「支部、支部、支部」と叫びながら、業務を放らかして東奔西走したものである。そのために？三人とも生死を分ける大病に陥り、まさに命懸けで支部設置に奔走したのであった。

③「支部が見えてきた」

昭和 58 年度（幹事長故岩永方之氏）には、上記「支部設置発起人準備委員会」もいよいよ本格化し、公認会計士協会や日本弁護士連合会の組織を参考にしながら、支部を設置するための手続について支部設置規則案を作成する段階に入った。この時の歴史的な名セリフが岸本瑛之助氏の「支部が見えてきた」であり、それに続いた名セリフが岩永氏の「支部の足音が聞こえてくる」。

④奇跡的な支部実現

昭和 59 年度（幹事長故藤田時彦氏）には「弁理士会近畿支部設置発起人会」（会長・岸本瑛之助氏）を発足させて支部設置活動の最終段階に突入した。

近弁クラブ 30 年誌で藤田幹事長が「支部実現に奇跡を感じる」と述べられている。奇跡と言える程の苦労の末に支部設置に漕ぎ着けたのであるが、それはまさに近畿弁理士クラブの 5 年の長きにわたる死闘とも言える活動が、昭和 60 年度の支部設立に繋がった。

2) 支部設置運動での障害にもなったクラブの存在

①近畿弁理士クラブの存在が障害に

前記のように近畿弁理士クラブが支部設立に果たした役割の大きさと、設立に係わられた先生方のご苦労は大変だったが、その一方で、なぜ支部設置の動きから実現までに 7 年も掛かったのか、それがパラドックスではあるが、クラブの存在そのものである。

支部が無い時代に地域の弁理士活動を支えたのは実はクラブである。地方委員会は本会の諮問・答申が基本であるから、その活動は自ずと制限されている。それに比べてクラブは役員選挙の母体として自由に活動できる存在であり、昭和 50 年代は全国の弁理士会会員のクラブ組織率が 7 割を越えていた。特に関西においては近畿弁理士クラブと水曜会の合計組織率は企業弁理士も含めて 8 割を越しており、正に関西における弁理士活動の拠点であった。

支部なんかななくてもクラブで弁理士の活動は充足しているのである。これが障害になった。

②「なんで屋上屋を重ねるのか」

近畿弁理士クラブはその組織率の高さとともに、近畿に支部がないことにより、多くの近畿在住弁理士がクラブ活動に係わって支部のような活動をしていた。従って、支部設置のキャンペーンを張ってもクラブで充分じゃないか、その上に支部まで設けたら屋上屋を重ねて、弁理士の負担が増えるだけではないか、とい

う声が非常に強く、これが支部設置活動の大きな障害になった。

③支部とクラブの違いの認識不足

当時は近畿弁理士クラブだけではなく、東京を中心に存在するクラブは三者八派（日弁、連合、近弁の三者に春秋、PA、南甲、無名、稲門、弁ク、桜門、近弁の八派）あるが、いずれも役員選挙母体であり、支部の代わりをするものではない。しかし、近畿弁理士クラブは東京から離れていること、大阪を中心に京都、兵庫の狭い地域に弁理士が集積していること、およびクラブ組織率が 8 割を越えていることにより、近畿弁理士クラブの活動そのものが支部活動と見做されていた。クラブ員でなければヒトにあらず、とまでは言わないが、クラブ活動が弁理士の品位を保ちスキルを高めていたことも否めない。

支部の存在は、他の士業は勿論、裁判所、検察庁、警察、あらゆる中央の役所（中央官庁の地方の出先機関）、地方自治体、マスコミ、大学、商工会議所、発明協会、経団連を始めとする公的な組織と対等に接することができるのである。その意味で支部長は地域における弁理士会を代表する存在であり、クラブの幹事長とは全く異なる。従ってクラブと支部は当然に併存するのであり、全く屋上屋を重ねることにはならない。このことは本部が東京にありながら、東京に二者七派のクラブが存在するにも係わらず、なんの違和感もなく数十年を過ごしていることを鑑みれば当然のことではある。

支部を設立すべし、との声が上がりがながら実現するまでに 7 年も掛かったのは、実にこのような近畿における混同であった。

第 5. 難産の近畿支部誕生

1. 会則上のハードル

近畿支部設立当時の昭和 60 年の弁理士会会則には、支部の設立と事業活動について、第 6 章の 71 条から 82 条まで詳細に規定されており、特に設立については 71 条～75 条に複雑な手続が規定されている。

71 条には、地域の会員が 50 人を越えると支部の設立が可能であること、支部には支部地域在住の弁理士全員で組織すること、

72 条には、支部設立には地域全会員の 5 分の 1 以上の請求が必要であること、総会の決議を経ること、請求者は 30 人以上であること、

73 条には、支部設置の請求は代表者の選定と支部規則案が必要であること、規則案には支部の区域、名称、事務所、総会、幹事、監査幹事、経理、役員選挙等が記載されていること、

74 条には、総会で支部設置の決議があったときは、地域内の全弁理士に支部設置会議を招集すること、設置会議には地域内全会員の 4 分の 1 以上の出席が必要であること、出席数が 30 人以下では成立しないこと、

75 条には支部設置会議では支部の設置を決議し、幹事および監査幹事を選任すること、

2. 総会対策

上記のとおり、「支部は簡単に設置するな」と言わんばかりの会則規定であるが、特に総会をどう乗り切ることが最大の問題であった。その理由は弁理士会全体としては支部設置の必要性が十分に認識されておらず、総会対策に相当の時間と根回しが必要であったからである。総会を乗り切るには近畿在住会員 300 余人中 40 人以上が上京して出席する必要があり、その動員に相当の工作が必要であった。

当然のことながら総会に必要な支部規則作りには、近畿弁理士クラブの支部設置準備委員会委員長の岸本瑛之助氏が、公認会計士協会の規則を参考にされながら支部規則案を作成され、それを何回も何回も委員会で検討した。

その結果、鈴木正次会長の昭和 60 年 2 月 1 日に支部が設立されることになった。初代支部長には故森本義弘氏が就任された。

第 6. 東海支部設立に向けて

1. 東海委員会の活動

近畿支部誕生から 10 年後の 1995 年に私は理事となったが、目的は唯一つ、東海に支部を作ることであった。弁理士会に近畿支部が出来て以来、組織としては本部と一つの支部という歪な状況が 10 年も続いた。次に支部を作れるのが会則上は名古屋を中心とした東海地方だけであったので、何とか一刻でも早く設立したかった。当時の東海委員会は委員会の限界を越えているのではないかと思えるほどの活発な活動を展開されており、兄貴分の近畿支部も真っ青になるような委員会活動であった。

そこに目を付けた私は、理事の任期中に前後 7 回に渡って東海委員会を開催してもらって名古屋入りし、

そこで「東海委員会の活動はまさに支部活動に近いものです」と叫んで、支部設立に抵抗されていた会員を説得したものです。

2. 東海支部設立

私の説得に「分かった、杉本理事に任そう」と仰って戴いたのは、今はなき伊藤毅氏であり、初代支部長も引き受けようと仰って戴きました。大変ご尽力下さったのに支部設立の日の目を見ることなく他界されました。その後支部設立に全面的にご協力下さったのが当時の東海委員会委員長の伊東求馬氏で、佐竹弘初代東海支部長をご推薦下さいました。伊藤求馬氏には改めて感謝の気持ちを述べたいと思います。

そして 1997 年の 1 月 31 日に、近畿支部と同じプロセスを経て東海支部が誕生した。その後の東海支部の活躍は目を見張るものがあり、「支部になってから周囲の見る目が変わりました」と言われたときは大変嬉しく、しかし同時に東海にはもっと早く支部を作るべきだったと思った。

第 7. 全国支部化の障壁

1. 苦難の全国的支部設立活動

1) 全国支部設立の機運

支部設立の機運が弁理士会において急速に高まったのは、特許庁が地域ブランド制度を導入する政策を明らかにしたとき、弁理士が地方に極端に少なく、弁理士数 9 人以下の県が 30 県を越しており、弁理士 1 人、弁理士 0 人の県すらあることが問題になった。

政治家が特許庁に働きかけたかどうかは不明であるが、弁理士過疎地域においては他の士業に代理をさせてはどうか、という動きが出てきたことに弁理士会は危機意識をもった。それは弁理士の職域を浸食されるという考え方の他に、複雑で重要な商標制度に素人集団が参入することは、社会的にそして国際的にも弊害をもたらすのではないかと、とうとう心配が出てきたことである。

そこで弁理士会は喫緊の問題として、全国支部設立に向けて急速に動きはじめ、平成 16 年度に「地域活動促進本部」「全国支部化推進委員会」を立ち上げた。

2) 全国行脚

平成 16 年度、17 年度の地域活動促進本部および 16 年度、17 年度の全国支部化推進委員会において、全国に支部を設立するための方策と支部設立地域の地区部

会の会員の意見聴取に、本部長の私と当時の吉田稔担当副会長とで全国を廻った。

吉田稔副会長をはじめとする執行部の政策によって、いきなり支部を作るのではなく、地域の連絡をよりスムーズにするためのアクセスポイント作りを先ず手掛けることになった。そのアクセスポイントをベースに支部を設ける事がベターということで、全国の地区部会を地区毎に招集して地域会員の協力を得た。

3) 過疎地区の抵抗

しかし、「アクセスポイントは賛成、支部は反対」、と全国どこの地区部会に説明に行ってもすんなりと支部設立を承諾されるどころか、「何しに来たのだ、迷惑だ」と言わんばかりに支部設置説明を嫌悪され、北陸地区を除いて支部設置に賛成した地区はなかった。

支部反対の理由は明らかで、弁理士数 1~2 人県を多く抱え支部設立地域全体でも 30 人以下の地区は、支部を設立して支部長、副支部長、監査幹事、幹事、会計を担当し、支部独自の活動をし、その他に本部からの委嘱事項までやらされたら、会員が少人数の支部は弁理士業務を犠牲にして支部活動をしなければならない、迷惑だ真つ平御免という危機感である。

2. 難産の九州支部設立

3 番目の支部候補となった九州地区は、在籍人数から近畿支部や東海支部が設立されたときの会則と違って、支部地域の会員数が 50 名を越えれば総会の決議で支部が設置できるように改正された会則によって、手続きが簡単に設立されることが可能となった（当時の会則第 106 条）。

九州在籍の前副会長であった松尾憲一郎氏の協力のもと、九州には 3 回にわたって地区部会を開催してもらって説明に入ったが、冒頭から大荒れ。「なんで自分たちがそんな負担になることをしなければならないんだ」「支部設置なんて撤回しろ」。

当初は地区会員と議論ではなく喧嘩状態に。しかし最後は一部の会員を除いて設立に同意され、めでたく弁理士会 3 番目の支部として平成 17 年 6 月 22 日に九州支部が設立された。初代支部長は平野一幸氏が就任された。

3. 全国支部化

1) 会則改正

産学官連携による知的財産権の全国的な関心の高ま

り、および過疎地域における他士業の代替業務阻止の必要性により、弁理士会も早急に全国に支部網を確立する必要が出てきた。

そこで会則を改正して全国に支部を設置することとし、平成 17 年 3 月 23 日の臨時総会において全国支部化が決議された。会則第 104 条には「本会は、1 の都、道、府、県若しくはこれに準ずる 1 行政区画又は隣接した 2 以上のこれら地域を合わせた地域を 1 地域（以下、この 1 地域を「支部地域」という。）と定めて、全国すべての地域に支部を置く。」と規定された。

2) 全国支部化の完成

全国行脚は苦難の連続であったが、前記会則改正時には今までの本会の努力によって、すべての地区において、納得されたかどうかは別として支部設立を了承された。基本的には経産局のある全国 8 カ所とし、纏まって活動されている北陸を東海地区から分離して北陸支部とし、全国 9 支部にすることが決定された。そして全国の弁理士はいずれかの支部に所属することになった。

近畿支部設立運動から 27 年、設立から 20 年にして感慨深い全国支部化実現である。

- ・北海道支部 平成 17 年（2005）12 月 21 日設立，設立時支部会員数 21 人，
初代支部長・川成靖夫会員，平成 20 年度支部予算 385 万円
- ・東北支部 平成 17 年（2005）12 月 21 日設立，設立時支部会員数 35 人，
初代支部長・水野博文会員，平成 20 年度支部予算 822 万円
- ・北陸支部 平成 17 年（2005）12 月 21 日設立，設立時支部会員数 33 人，
初代支部長・西孝雄会員，平成 20 年度支部予算 668 万円
- ・関東支部 平成 18 年（2006）3 月 15 日設立，設立時支部会員数 5187 人
初代支部長・波多野久会員，平成 20 年度支部予算 2768 万円（支部室維持費なし）
- ・東海支部 平成 9 年（1997）1 月 31 日設立，設立時支部会員数 5187 人
初代支部長・佐竹弘会員，平成 20 年度支部予算 4111 万円
- ・近畿支部 昭和 60 年（1985）2 月 1 日設立，設立

- 時支部会員数 476 人
初代支部長・森本義弘会員，平成 20 年度支部予算 5003 万円
- ・中国支部 平成 17 年（2005）12 月 21 日設立，設立時支部会員数 49 人
初代支部長・三原靖雄会員，平成 20 年度支部予算 809 万円
- ・四国支部 平成 17 年（2005）12 月 21 日設立，設立時支部会員数 25 人
初代支部長・河野隆一会員，平成 20 年度支部予算 714 万円
- ・九州支部 平成 17 年（2005）6 月 22 日設立，設立時支部会員数 72 人
初代支部長・平野一幸会員，平成 20 年度支部予算 887 万円

第 8. 全国支部網完成の今後

1. 支部設立の効果

弁理士会支部が全国を網羅することになり，全国どの地域においても地域で独立した弁理士活動を公的に実行できることになり，国民の知財ニーズに対して弁理士および弁理士会が速やかに応じることが出来ることになった。このことが何よりも成果であると考えられるが，また，地方の行政や学会，企業の団体とも頻繁に接触することができて，弁理士の社会的地位の向上と重要性が図られたことも効果として上げることができる。

その一方で過疎県在住の弁理士は弁理士会の世話をしなければならない負担が生じていることをどのよう

に解決するか，重い課題である。

2. 過疎化対策

設立当時の会員数が 50 人以下の支部で，しかも各県には数名しか会員がいない支部では，毎月の定例会合の開催の問題のみならず，役員のなり手の無い問題があった。

従って今後は，弁理士会として地方に会員を増やす為の方策を如何にするか，会員増大によって支部活動がどの程度実のあるものにできるかが課題と言われた。名目上の会員支所ではなく，地域において地につけた会員の増大と活動が望まれる。そして地域で発生した知的財産関係の業務は地域で解決できる，いわゆるワンストップサービスができるよう，困難ではあるが地域での会員増大と専門技術を処理できる弁理士育成の策を弁理士会は真剣に探らなければならない。

3. 本部・支部の密接な連携

弁理士会本部の動きがどこまで支部に浸透するかは，支部がどの程度その存在を活かせるかを左右する大きな問題である。弁理士会本部においては，各種役員会及び委員会の情報が支部に充分伝わるようにしなければならないが，それが充分伝わっているとは言い難い。この現状を打破するためには支部長を自動的に本部の何らかの役員とするか，又は役員と全国支部長との会合を定期的に持つような方策が望まれる。

(原稿受領 2015. 4. 24)